

第26号議案

文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則

上記の議案を提出する。

令和4年5月16日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第五号

文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則
(目的)

第一条 この規則は、文京区インターネット施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）を利用した文京区立学校（幼稚園を除く。）の施設及び附帯設備（以下「学校施設」という。）の使用に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条 この規則において「施設予約システム」とは、インターネットにより学校施設の使用の申請、承認等を行うことをいう。

（利用登録）

第三条 施設予約システムを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用登録をしなければならない。

2 前項の利用登録をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（法人その他の団体にあっては、当該団体の構成員の過半数が次の各号のいずれかに該当する者）とする。

- 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- 二 区内の事務所又は事業所に在勤する者
- 三 区内の学校に在学する者
- 四 前三号のほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

（登録方法等）

第四条 前条第一項の利用登録は、文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書（別記様式第一号）を

委員会に提出して行う。この場合において、申請者は、住所、氏名等を証明できるものを提示しなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、委員会は、利用登録に当たり、口座振替に係る書類その他必要があると認めた書類を提出させ、又は提示させることができる。

- 3 委員会は、第一項に規定する申請が適当であると認めたときは、文京区インターネット施設予約システム利用登録証（別記様式第二号。以下「利用登録証」という。）及び文京区インターネット施設予約システム利用者カード（別記様式第三号。以下「利用者カード」という。）を交付する。

- 4 利用登録の期限は、前項の規定により利用登録証を交付した日から起算して二年間とする。

（登録の変更等）

第五条 利用登録証及び利用者カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、代表者又は連絡者の住所、氏名等に変更があったときは、遅滞なく委員会に文京区インターネット施設予約システム登録事項変更届（別記様式第四号。以下「変更届」という。）を提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項に規定する届出に当たり、必要があると認めた書類を提出させ、又は提示させることができる。
- 3 委員会は、第一項に規定する届出があつたときは、変更後の利用登録証及び利用者カードを交付する。
- 4 前条第一項から第三項までの規定にかかるわらず、第三条第一項の利用登録に先立ち、文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則（平成十七年十二月文京区規則第六十四号。以下「区規則」という。）第三条の利用登録をした者（以下「スポーツ施設等登録者」という。）による第三条第一項の利用登録は、変更届を委員会に提出することにより行う。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する届出について準用する。

- 6 前条第四項の規定にかかるわらず、スポーツ施設等登録者による利用登録の期限は、区規則第四条第四項（区規

則第五条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する期限の終期までとする。

7 登録者は、紛失、破損等の理由により利用登録証又は利用者カードの再交付を受けようとするときは、委員会に文京区インターネット施設予約システム利用登録証等再交付申請書(別記様式第五号)を提出しなければならない。

8 登録者は、利用登録を継続することが不適当となつたときその他施設予約システムの利用を必要としなくなつたときは、遅滞なく委員会に文京区インターネット施設予約システム利用登録取消申請書(別記様式第六号)に利用登録証及び利用者カードを添えて提出しなければならない。

(登録の更新)

第五条の二 登録者は、第四条第四項に規定する期限(スポーツ施設等登録者にあつては、前条第六項に規定する期限)内に利用登録を更新しようとするときは、別に定める場所において住所、氏名等を証明できるものを提示し、委員会に申請しなければならない。

2 第四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により利用登録を更新する場合について準用する。

(登録の失効)

第六条 施設予約システムの利用登録は、次のいずれかに該当するときは、効力を失う。

一 第四条第四項(前条第二項において準用する場合を含む。)に規定する期限又は第五条第六項に規定する期限を経過したとき。

二 偽りその他不正の手段により利用登録の申請を行つたとき。

三 前二号のほか、委員会が必要があると認めたとき。
(使用の申請)

第七条 登録者は、文京区立学校施設使用条例施行規則(昭和五十九年三月文京区教育委員会規則第三号。以下「施

「設使用規則」という。）に基づき、施設予約システムにより使用の申請を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 過去の使用につき第九条の使用料を第十条第一項に規定する期限を経過しても納付していないとき。

二 区規則第七条第一項第一号に該当するとき。

2 前項の申請は、別に定める場合を除き、施設使用規則第三条第一項に規定する期間内に行うことができる。この場合において、休業日等においても申請を行うことができる。

（使用の承認及び確認）

第八条 前条の申請に係る使用の承認においては、承認書を発行しない。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認に係る学校施設（以下「使用施設」という。）を使用する際に利用登録証又は利用者カードを提示しなければならない。

（使用料の減免）

第九条 第四条第一項又は第五条第四項の規定により、利用登録において減額・優先種別を登録した団体等は、使用施設の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除の申請を行つたものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

（使用料の納付等）

第十条 申請者は、使用施設を使用した日（第十二条第一項の規定により使用の取消しをした場合にあつては、使用施設の使用を予定していた日）の属する月の翌月の末日（当該日が金融機関の休業日に当たるときはその翌日）までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による納付は、口座振替の方法により行わなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 前項本文の方法により納付された使用料については、領収書を発行しない。

(使用の変更)

第十一條 使用の承認を受けた登録者（以下「使用者」という。）は、使用施設の使用開始前に当該承認を受けた事項の変更（以下「使用の変更」という。）をしようとするときは、施設予約システムによりその旨の申請を行うことができる。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

2 前項の規定により施設予約システムによる使用の変更を行つた使用者が前条第一項の規定により使用料を納付する場合において、施設使用規則第八条第一項第二号に規定する使用料の全部又は一部を還付することができる場合に該当するときは、前項の申請をもつて還付の申請をしたものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

(使用の取消し)

第十二條 使用者は、使用施設の使用開始前に使用施設の使用の取消し（以下「使用の取消し」という。）をようとするときは、施設予約システムによりその旨の申請を行うことができる。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

2 前項の規定により施設予約システムによる使用の取消しを行つた使用者が第十条第一項の規定により使用料を納付する場合において、施設使用規則第八条第一項第三号に規定する使用料の全部又は一部を還付することができるとする場合は、前項の申請をもつて還付の申請をしたものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

付 則

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

(表)

文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書

殿

以下のとおり文京区インターネット施設予約システムの利用の登録を申請します。

申請年月日	年 月 日	利用者番号	
フリガナ			
団体(個人)名			
区内と区外との別 (該当する□に✓を入れる。)	<input type="checkbox"/> 区内利用者[区内在住、区内在勤、区内在学] <input type="checkbox"/> 区外利用者[上記以外]		
団体(個人)登録			
減額・優先種別 (該当する□に✓を入れる。)			
ホームグラウンド			
社会教育関係団体登録番号			
フリガナ			
代表者氏名			
代表者住所	〒 -		
電話番号	- -		
昼間電話番号	- -		
在勤・在学 (該当する場合は□に✓を入れる。)	<input type="checkbox"/> 区内在勤 <input type="checkbox"/> 区内在学	※ 区内在勤又は区内在学に該当する場合は、勤務先(学校)の名称及び所在地をご記入ください。	
勤務先(学校) 名称・所在地	(名称) (所在地) 〒 -		
電子メールの送信	希望する · 希望しない	※送信を希望する場合は、以下もご記入ください。	
電子メールアドレス	@		

(裏)

※ 代表者と連絡者が同一の場合には、連絡者欄の記載は不要です。

名	フリガナ		
連絡者氏名			
連絡者住所	〒 一		
電話番号	一 一		
専用電話番号	一 一		
在勤・在学 (該当する場合は□に✓を入れる。)	<input type="checkbox"/> 区内在勤	<input type="checkbox"/> 区内在学	※ 区内在勤又は区内在学に該当する場合は、勤務先(学校)の名称及び所在地をご記入ください。
勤務先(学校) 名称・所在地	(名称) (所在地) 〒 一		
電子メールの送信	希望する · 希望しない	※送信を希望する場合は、以下もご記入ください。	
電子メールアドレス	@		

※ この申請に当たり、ご提出いただいた個人情報は、本予約システム以外には使用いたしません。

別記様式第2号（第4条関係）

発行日

文京区インターネット施設予約システム利用登録証

様

文京区インターネット施設予約システムにおいて、以下のとおり登録しました。

登録内容

利用者番号	
団体（個人）名	
区内と区外との別	
団体（個人）登録	
減額・優先種別	
ホームグラウンド	
変更手続受付施設	
有効期限	
代表者名	
代表者住所	
代表者連絡先	
連絡者名	
連絡者住所	
連絡者連絡先	

備考 団体（個人）登録、減額・優先種別及びホームグラウンドに係る変更については、これらの項目に関する認定を行っている施設でお手続をお願いします。

別記様式第3号（第4条関係）

文京区インターネット施設予約システム 利用者カード	
<u>利用者番号</u>	<u>備考</u>
<u>団体（個人）名</u>	1 施設を使用する際に、本カードをご提示ください。
<u>代表者名</u>	2 団体（個人）登録、減額・優先種別及びホームグラウンドに係る変更については、これらの項目に関する認定を行っている施設でお手続をお願いします。
<u>変更手続受付施設</u>	
<u>有効期限</u>	

(表)

文京区インターネット施設予約システム登録事項変更届

年 月 日

文京区長 殿

以下のとおり文京区インターネット施設予約システムの登録事項に変更があつたので、届け出ます。

利用者番号	
団体(個人)名	
代表者氏名	

変更があつた箇所のみご記入ください。

	変更前	変更後
フリガナ		
団体(個人)名		
区内と区外との別 (該当する□に✓を入れる。)	<input type="checkbox"/> 区内利用者[区内在住、区内在勤、区内在学] <input type="checkbox"/> 区外利用者[上記以外]	<input type="checkbox"/> 区内利用者[区内在住、区内在勤、区内在学] <input type="checkbox"/> 区外利用者[上記以外]
団体(個人)登録 (スポーツ施設利用者のみ)		
減額・優先種別		
ホームグラウンド (屋外スポーツ施設利用者のみ)		
変更手続受付施設		

代表者	フリガナ	
	代表者氏名	
	代表者住所	〒 一
	電話番号	
	居間電話番号	
	在勤・在学	<input type="checkbox"/> 区内在勤 <input type="checkbox"/> 区内在学
	(名称)	(名称)
	(所在地) 〒 一	(所在地) 〒 一
	電子メールの送信	希望する・希望しない
	電子メールアドレス	

※ 団体(個人)登録、減額・優先種別及びホームグラウンドに係る変更については、これらの項目に関する認定を行っている施設でお手続をお願いします。

(裏)

	変更前	変更後
連絡者	フリガナ	
	連絡者氏名	
	連絡者住所	〒 -
	電話番号	
	屋間電話番号	
	在勤・在学	<input type="checkbox"/> 区内在勤 <input type="checkbox"/> 区内在学
	勤務先(学校) 名称・所在地	(名称) (所在地) 〒 -
	電子メールの送信	希望する・希望しない
	電子メール アドレス	

※ この届出に当たり、ご提出いただいた個人情報は、本予約システム以外には使用いたしません。

文京区インターネット施設予約システム利用登録証等再交付申請書

年 月 日

殿

以下のとおり文京区インターネット施設予約システムの利用登録証等の再交付を申請します。

利用者番号	
団体(個人)名	
代表者氏名	
再交付を申請する書類	利用登録証 · 利用者カード
再交付の申請理由	紛失 · 破損又は汚損 · その他()

※ この届出及び申請に当たり、ご提出いただいた個人情報は、本予約システム以外には使用いたしません。

文京区インターネット施設予約システム利用登録取消申請書

年 月 日

殿

以下の理由のため、利用登録の取消しを申請します。

利用者番号	
団体(個人)名	
代表者氏名	
取消しの理由	

※ この申請に当たり、申請者からご提出いただいた個人情報は、本予約システム以外には使用いたしません。

文京区立学校施設に係る文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則（令和四年●月文京区教育委員会規則第五号）比較表

教育委員会の規則（案）	区長部局の規則
（目的）	（目的）
第一条 この規則は、文京区インターネット施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）を利用した文京区立学校（幼稚園を除く。）の施設及び附帯設備（以下「学校施設」という。）の使用に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。	第一条 この規則は、文京区インターネット施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）を利用した区立のスポーツ施設、文化施設、集会施設、生涯学習施設等（以下「スポーツ施設等」という。）の使用に関し、基本的な事項を定めることを目的とする。 （定義）
第二条 この規則において「施設予約システム」とは、インターネットにより学校施設の使用の申請、承認等を行うことをいう。	第二条 この規則において「施設予約システム」とは、インターネットによりスポーツ施設等の使用の申請、承認等を行うことをいう。 （利用登録）
第三条 施設予約システムを利用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用登録をしなければならない。	第三条 施設予約システムを利用する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ利用登録をしなければならない。 2 前項の利用登録をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（法人その他の団体にあっては、当該団体の構成員の過半数が次の各号のいずれかに該当する者）とする。 一 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者 二 区内の事務所又は事業所に在勤する者 三 区内の学校に在学する者 四 前三号のほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が特に認めた者

(登録方法等)

第四条 前条第一項の利用登録は、文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書（別記様式第一号）を委員会に提出して行う。この場合において、申請者は、住所、氏名等を証明できるものを提示しなければならない。

2 前項に規定するもののはか、委員会は、利用登録に当たり、口座振替に係る書類その他必要があると認めた書類を提出させ、又は提示させることができることとする。

3 委員会は、第一項に規定する申請が適当であると認めたときは、文京区インターネット施設予約システム利用登録証（別記様式第二号。以下「利用登録証」という。）及び文京区インターネット施設予約システム利用者カード（別記様式第三号。以下「利用者カード」という。）を交付する。

4 利用登録の期限は、前項の規定により利用登録証を交付した日から起算して二年間とする。

(登録の変更等)

第五条 利用登録証及び利用者カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、代表者又は連絡者の住所、氏名等に変更があったときは、遅滞なく委員会に文京区インターネット施設予約システム登録事項変更届（別記様式第四号。以下「変更届」という。）を提出しなければならない。

2 委員会は、前項に規定する届出に当たり、必要があると認めた書類

(登録方法等)

第四条 前条の利用登録は、文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書（別記様式第一号）を区長に提出して行う。この場合において、申請者は、住所、氏名等を証明できるものを提示しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、区長は、利用登録に当たり、口座振替に係る書類その他必要があると認めた書類を提出し、又は提示させることができる。

3 区長は、第一項に規定する申請が適当であると認めたときは、文京区インターネット施設予約システム利用登録証（別記様式第二号。以下「利用登録証」という。）及び文京区インターネット施設予約システム利用者カード（別記様式第三号。以下「利用者カード」という。）を交付する。

4 利用登録の期限は、前項の規定により利用登録証を交付した日から起算して二年間とする。

(登録の変更等)

第五条 利用登録証及び利用者カードの交付を受けた者（以下「登録者」という。）は、代表者又は連絡者の住所、氏名等に変更があったときは、遅滞なく区長に文京区インターネット施設予約システム登録事項変更届（別記様式第四号。以下「変更届」という。）を提出しなければならない。

（新設）

	3 委員会は、第一項に規定する届出があつたときは、変更後の利用登録証及び利用者カードを交付する。	(新設)
4	前条第一項から第三項までの規定にかかわらず、第三条第一項の利用登録に先立ち、文京区インターネット施設予約システムの利用に関する規則（平成十七年十二月文京区規則第六十四号。以下「区規則」という。）第三条の利用登録をした者（以下「スポーツ施設等登録者」という。）による第三条第一項の利用登録は、変更届を委員会に提出することにより行う。	(新設)
5	第二項及び第三項の規定は、前項に規定する届出について準用する。	(新設)
6	前条第四項の規定にかかわらず、スポーツ施設等登録者による利用登録の期限は、区規則第四条第四項（区規則第五条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する期限までとする。	(新設)
7	登録者は、紛失、破損等の理由により利用登録証又は利用者カードの再交付を受けようとするときは、委員会に文京区インターネット施設予約システム利用登録証等再交付申請書（別記様式第五号）を提出しなければならない。	
8	登録者は、利用登録を継続することが不適当となつたときその他施設予約システムの利用を必要としなくなつたときは、遅滞なく委員会に文京区インターネット施設予約システム利用登録取消申請書（別記様式第六号）に利用登録証及び利用者カードを添えて提出しなければな	

ならない。

(登録の更新)

- 第五条の二 登録者は、第四条第四項に規定する期限（スポーツ施設等登録者にあつては、前条第六項に規定する期限）内に利用登録を更新しようとするときは、別に定める場所において住所、氏名等を証明できるものを提示し、委員会に申請しなければならない。
- 2 第四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により利用登録を更新する場合について準用する。

(登録の失効)

- 第六条 施設予約システムの利用登録は、次のいずれかに該当するときは、効力を失う。

- 一 第四条第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する期限又は第五条第六項に規定する期限を経過したとき。
- 二 偽りその他不正の手段により利用登録の申請を行ったとき。

- 三 前二号のほか、委員会が必要があると認めたとき。

(使用の申請)

- 第七条 登録者は、文京区立学校施設使用条例施行規則（昭和五十九年三月文京区教育委員会規則第三号。以下「施設使用規則」という。）に基づき、施設予約システムにより使用の申請を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 過去の使用につき第九条の使用料を第十条第一項に規定する期限

らない。

(登録の更新)

- 第五条の二 登録者は、第四条第四項に規定する期限内に利用登録を更新しようとするときは、使用するスポーツ施設等（以下「使用施設」という。）その他別に定める場所において住所、氏名等を証明できるものを提示し申請しなければならない。
- 2 第四条第三項及び第四項の規定は、前項の規定により利用登録を更新する場合について準用する。

(登録の失効)

- 第六条 施設予約システムの利用登録は、次のいずれかに該当するときは、効力を失う。
- 一 第四条第四項（前条第二項において準用する場合を含む。）に規定する期限を経過したとき。
- 二 登録者が偽りその他不正の手段により利用登録の申請を行ったとき。

- 三 前二号のほか、区長が必要があると認めたとき。

(使用の申請)

- 第七条 登録者は、施設予約システムを利用することができます（以下「ポート」という。）に基づき、施設予約システムにより使用の申請を行うことができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 過去の使用につき第九条の使用料を第十条第一項、第十一条第四

を経過しても納付していないとき。

二 区規則第七条第一項に該当するとき。

項及び第十二条第四項に規定する期限を経過しても納付していないとき。

二 醒きの森文京公会堂条例（平成十年十二月文京区条例第四十八号）第二条第七号に規定する特別応接室を使用しようとするとき。

2 前項の申請は、別に定める場合を除き、施設使用規則第三条第一項に規定する期間内に行なうことができる。この場合において、休業日等においても申請を行うことができる。

(使用の承認及び確認)

第八条 前条の申請に係る使用的の承認においては、承認書を発行しない。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認に係る学校施設（以下「使用施設」という。）を使用する際に利用登録証又は利用者カードを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第九条 第四条第一項又は第五条第四項の規定により、利用登録において減額・優先種別を登録した団体等は、使用施設の使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除の申請を行なったものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

(使用料の納付等)

第十条 申請者は、使用施設を使用した日（第十二条第一項の規定により使用の取消しをした場合にあっては、使用施設の使用を予定していた日）の属する月の翌月の末日（当該日が金融機関の休業日に当たる

2 前項の申請は、別に定める場合を除き、設置規則に定める日から使用者の前日まで行なうことができる。この場合において、休日、休館日、休場日等においても申請を行うことができる。

(使用の承認及び確認)

第八条 前条の申請に係る使用的の承認においては、承認書を発行しない。

2 前項の承認を受けた者は、使用施設を使用する際に利用登録証又は利用者カードを提示しなければならない。

(使用料の減免)

第九条 第四条第一項の規定により、利用登録において減額・優先種別を登録した団体等は、使用施設の施設使用料及び附帯設備使用料（以下「使用料」という。）の減額又は免除の申請を行なったものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

(使用料の納付等)

第十条 申請者は、使用施設を使用した日の属する月の翌月の末日（当該日が金融機関の休業日に当たるときはその翌日）までに使用料を納付しなければならない。

ときはその翌日）までに使用料を納付しなければならない。

2 前項の規定による納付は、口座振替の方法により行わなければならぬ。ただし、委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 前項本文の方法により納付された使用料については、領収書を発行しない。

(使用の変更)

第十一条 使用の承認を受けた登録者（以下「使用者」という。）は、使用施設の使用開始前に当該承認を受けた事項の変更（以下「使用的変更」という。）をしようとするときは、施設予約システムによりその旨の申請を行うことができる。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

(削除)

2 前項の規定による納付は、口座振替の方法により行わなければならぬ。ただし、申請求者が使用料を前納するときその他区長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

3 前項本文の方法により納付された使用料については、領収書を発行しない。

(使用の変更)

第十一条 使用の承認を受けた登録者（以下「使用者」という。）は、使用施設の使用開始前に当該承認を受けた事項の変更（以下「使用的変更」という。）をしようとするときは、施設予約システムによりその旨の申請を行なうことができる。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、次の各号のいずれかに該当する場合に使用の変更をしようとするときは、別に定める場所においてその旨の申請を行わなければならない。

一 当該使用の変更前に使用施設に係る使用料を既に納付している場合

二 文京区立アカデミー文京及び文京区立地域アカデミー条例（平成六年六月文京区条例第二十三号）別表第一に規定する展示室一又は

展示室二（以下「展示室」という。）を使用する場合

三 文京区シビックセンタースカイホール条例（平成六年九月文京区条例第二十五号）第一条に規定する文京シビックセンタースカイホ

一ル（以下「スカイホール」という。）を使用する場合

四 韻きの森文京公会堂条例第二条に規定する大ホール若しくは小ホール（以下「シビックホール」という。）又は特別応接室を使用する場合

3 前項の申請に際しては、利用登録証又は利用者カードを提示しなければならない。

4 第一項の規定により施設予約システムによる使用的の変更を行った使用者のうち、使用料を納付していない者は、当該使用的の変更を申請した日の属する月の翌月の末日（当該日が金融機関の休業日に当たるときはその翌日）までに使用料を納付しなければならない。

5 前項の規定により使用料を納付する場合において、設置規則に定める使用料の全部又は一部を還付することができる場合に該当するときは、第一項の申請をもつて還付の申請をしたものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

（使用の取消し）

第十二条 使用者は、使用施設の使用開始前に使用の承認を受けた使用施設の使用的の取消し（以下「使用的の取消し」という。）をしようとするときは、施設予約システムによりその旨の申請を行うことができる。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

（削除）

（削除）

2 前項の規定により施設予約システムによる使用的の変更を行った使用者が前条第一項の規定により使用料を納付する場合において、施設使用規則第八条第一項第二号に規定する使用料の全部又は一部を還付することができる場合に該当するときは、前項の申請をもつて還付の申請をしたものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

（使用の取消し）

第十二条 使用者は、使用施設の使用開始前に使用の承認を受けた使用（以下「使用的の取消し」という。）をしようとするときは、施設予約システムによりその旨の申請を行うことができる。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

2 前項の規定にかかわらず、使用者は、次の各号のいずれかに該当す

る場合に使用の取消しをしようとするときは、別に定める場所においてその旨の申請を行わなければならない。

一 当該使用の取消し前に使用施設に係る使用料を既に納付している場合

二 展示室を使用する場合

三 スカイホールを使用する場合

四 シビックホールを使用する場合

3 前項の申請に際しては、利用登録証又は利用者カードを提示しなければならない。

4 第二項の規定により施設予約システムによる使用の取消しを行った使用者のうち、使用料を納付していない者は、当該使用の取消しを申請した日の属する月の翌月の末日（当該日が金融機関の休業日に当たるときはその翌日）までに使用料を納付しなければならない。

5 前項の規定により使用料を納付する場合において、設置規則に定める使用料の全部又は一部を還付する場合に該当するときは、第一項の申請をもつて還付の申請をしたものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

2 前項の規定により施設予約システムによる使用の取消しを行った使用者が第十条第一項の規定により使用料を納付する場合において、施設使用規則第八条第一項第三号に規定する使用料の全部又は一部を還付することができる場合に該当するときは、前項の申請をもつて還付の申請をしたものとみなす。この場合の承認においては、承認書は発行しない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

(削除)

(削除)

付 則（令和四年●月●日文教委規則第●号）

この規則は、令和四年八月一日から施行する。

別記様式第1号（別紙）

別記様式第2号（別紙）

別記様式第3号（別紙）

別記様式第4号（別紙）

別記様式第5号（別紙）

別記様式第6号（別紙）

別記様式第1号（別紙）

別記様式第2号（別紙）

別記様式第3号（別紙）

別記様式第4号（別紙）

別記様式第5号（別紙）

別記様式第6号（別紙）

(表)

文京区インターネット施設予約システム利用登録申請書

般

以下のとおり文京区インターネット施設予約システムの利用の登録を申請します。

申請年月日	年 月 日	利用者番号	
フリガナ			
団体(個人)名			
区内と区外との別 (該当する□に✓を入れる。)	<input type="checkbox"/> 区内利用者[区内在住、区内在勤、区内在学] <input type="checkbox"/> 区外利用者[上記以外]		
団体(個人)登録			
減額・優先種別 (該当する□に✓を入れる。)			
ホームグラウンド			
社会教育関係団体登録番号			
フリガナ			
代表者氏名			
代表者住所	〒 一		
電話番号	一 一		
昼間電話番号	一 一		
在勤・在学 (該当する場合は□に✓を入れる。)	<input type="checkbox"/> 区内在勤	<input type="checkbox"/> 区内在学	※ 区内在勤又は区内在学に該当する場合は、勤務先(学校)の名称及び所在地をご記入ください。
(名称)			
勤務先(学校) 名称・所在地	(所在地) 〒 一		
電子メールの送信	希望する	・	希望しない
電子メールアドレス	@		

別記様式第2号（第4条関係）

発行日

文京区インターネット施設予約システム利用登録証

様

文京区インターネット施設予約システムにおいて、以下のとおり登録しました。

登録内容

利用者番号	
団体（個人）名	
区内と区外との別	
<u>団体（個人）登録</u>	
減額・優先種別	
<u>ホームグラウンド</u>	
変更手続受付施設	
有効期限	
代表者名	
代表者住所	
代表者連絡先	
連絡者名	
連絡者住所	
連絡者連絡先	

備考 団体（個人）登録、減額・優先種別及びホームグラウンドに係る変更については、これらの項目に関する認定を行っている施設でお手続をお願いします。

別記様式第3号（第4条関係）

文京区インターネット施設予約システム 利用者カード	
<u>利用者番号</u>	<u>備考</u>
<u>団体（個人）名</u>	1 施設を使用する際に、本カードをご提示ください。
<u>代表者名</u>	2 団体（個人）登録、減額・優先種別及びホームグラウ
<u>変更手続受付施設</u>	ドに係る変更については、これらの項目に関する認定を行
<u>有効期限</u>	っている施設でお手続をお願いします。

文京区インターネット施設予約システム登録事項変更届

年 月 日

殿

以下のとおり文京区インターネット施設予約システムの登録事項に変更があったので、届け出ます。

利用者番号	<input type="text"/>
団体(個人)名	<input type="text"/>
代表者氏名	<input type="text"/>

変更があった箇所のみご記入ください。

	変更前	変更後
フリガナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>
団体(個人)名	<input type="text"/>	<input type="text"/>
区内と区外との別 (該当する□に✓を入れる。)	<input type="checkbox"/> 区内利用者[区内在住、区内在勤、区内在学] <input type="checkbox"/> 区外利用者[上記以外]	<input type="checkbox"/> 区内利用者[区内在住、区内在勤、区内在学] <input type="checkbox"/> 区外利用者[上記以外]
団体(個人)登録	<input type="text"/>	<input type="text"/>
減額・優先種別	<input type="text"/>	<input type="text"/>
ホームグラウンド	<input type="text"/>	<input type="text"/>
変更手続受付施設	<input type="text"/>	<input type="text"/>

代 表 者	フリガナ	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	代表者氏名	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	代表者住所	〒 -	〒 -
	電話番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	屋間電話番号	<input type="text"/>	<input type="text"/>
	在勤・在学	<input type="checkbox"/> 区内在勤 <input type="checkbox"/> 区内在学	<input type="checkbox"/> 区内在勤 <input type="checkbox"/> 区内在学
	勤務先(学校) 名称・所在地	(名称) (所在地) 〒 -	(名称) (所在地) 〒 -
	電子メールの送信	希望する・希望しない	希望する・希望しない
	電子メール アドレス	<input type="text"/>	<input type="text"/>

※ 団体(個人)登録、減額・優先種別及びホームグラウンドに係る変更については、これらの項目に関する認定を行っている施設でお手続をお願いします。

(裏)

	変更前	変更後
連絡者	フリガナ	
	連絡者氏名	
	連絡者住所	〒 -
	電話番号	
	昼間電話番号	
	在勤・在学	<input type="checkbox"/> 区内在勤 <input type="checkbox"/> 区内在学
	勤務先(学校) 名称・所在地	(名称) (所在地) 〒 -
	電子メールの送信	希望する・希望しない
	電子メール アドレス	

※ この届出に当たり、ご提出いただいた個人情報は、本予約システム以外には使用いたしません。

文京区インターネット施設予約システム利用登録証等再交付申請書

年 月 日

殿

以下のとおり文京区インターネット施設予約システムの利用登録証等の再交付を申請します。

利用者番号									
団体(個人)名									
代表者氏名									
再交付を申請する書類	利用登録証 · 利用者カード								
再交付の申請理由	紛失 · 破損又は汚損 · その他()								

※ この届出及び申請に当たり、ご提出いただいた個人情報は、本予約システム以外には使用いたしません。

文京区インターネット施設予約システム利用登録取消申請書

年 月 日

殿

以下の理由のため、利用登録の取消しを申請します。

利用者番号	
団体(個人)名	
代表者氏名	
取消しの理由	

※ この申請に当たり、申請者からご提出いただいた個人情報は、本予約システム以外には使用いたしません。